

十九八	七八六	五四	三二一	○財務省告示第百七十一号
償還期限	發行価格	振替単位	額最低額面金額法	用等の法律及法項及び適之根拠
た平十額平す額の振 だ成五面成るの記替 し二錢金二。整載法 、十九額十數又の 償四厘百十三倍は規 還年四厘円年四月に 期が銀銀行休業日 に	千円額引日振の以律社 万面受本替適用「振 円金け銀機関を受ける 額で四百五十一年法 による借換えのため の	額引日振の以律社 面受本替適用「振 金け銀機関を受ける 額で四百五十一年法 による借換えのため の	特別債第一法規 、株式等の振替に關 する法律第二十三 「振替法」という。の 規定。	国庫短期証券（第百 八十七回）
た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	成 五 面 金 十 數 又 の 規 定 金 額 は よ に 最 振 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	十 五 面 金 十 數 又 の 規 定 金 額 は よ に 最 振 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	九 年 別 債 一 項 會 計 に 關 す る 法 律 （ 平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 ） 。	財務大臣 野田佳彦

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
三 百 支 き
年 円 払 は
四 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
日 円 業 日
に